

原子力損害賠償の請求に係る和解及びあっせんの申立てについて

令和元年5月28日

環 境 部

1 趣旨

市が東京電力株式会社福島原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用のうち、東京電力ホールディングス株式会社（平成28年4月1日商号変更）が支払に応じない第5次から第7次請求分（平成25年度及び26年度分）について、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）に第2回のあっせんの申立てを行ったところ、ADRセンターから和解案の提示があったことからこれを受諾し、和解しようとするものである。なお、和解にあたっては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、令和元年6月市議会定例会に提案し議決を求めるものである。

また、第8次請求から第10次請求（平成27年度から平成29年度分）についても、ADRセンターへの第3回のあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものである。

2 これまでの原子力損害賠償の請求額及び和解の状況

これまで10次にわたり、当市が放射線影響対策に要した費用164,883,632円について、賠償請求を行っている。

単位：千円

	請求額 (A)	受領済額 (B)	ADRセンター申立状況			備考
			申立額 (C)	和解額 (D)	和解額 の割合	
平成23・24年度分 (1次～4次)	96,603	*37,095	93,817	34,310	36.6%	和解成立 (平成28年1月7日)
平成25・26年度分 (5次～7次)	47,085	—	47,085	24,900	52.9%	今回の和解案の対象 (6月議会に議案提出予定)
平成27～29年度分 (8次～10次)	21,195	—	東京電力ホールディングス(株)と直接交渉中。ADRセンターへの申立てを行う予定。(6月議会に議案提出予定)			
平成23-29年度計	164,883	37,095				

※受領済額には、平成26年10月7日東京電力が自主的に支払った賠償金2,785,433円を含む。

3 和解について（第5次から第7次請求分）

(1) 和解の相手方

東京電力ホールディングス株式会社（東京都千代田区内幸町一丁目1番3号）

(2) 和解案の内容

ア 相手方は、市に対し、賠償金として24,900,000円を支払う。

イ 相手方は、アの金員を市に対し、本和解成立後21日以内に一括で支払う。

- ウ 市は相手方に対し、除染経費に関し国に対する請求を行わないことを約する。
- エ 相手方は、除染経費について、国に対し情報を必要な範囲内で提供することができる。
- オ 本和解に定める金額を超える部分について、除染経費を除き別途損害賠償請求することを妨げない。
- カ 本和解に定める金額に係る遅延損害金について、市は相手方に対して別途請求しない。
- キ 本和解に関する手続き費用は、各自の負担とする。

(3) 和解額算定の考え方

ア 人件費について

本件事故対応業務のために雇用した職員の人件費及び、勤務時間外に本件事故対応業務を行った超過勤務手当が認められている。勤務時間内に事故対策業務を行った人件費については、前回と同様対象外とされた。

イ 人件費以外の経費について

国の指示によるか否か等を問わず、損害賠償の対象としており、提示された寄与度の範囲で賠償が認められている。

- (ア) 子どもや口に入るものに関する費目については寄与度 100%が提示されている。
- (イ) (ア)以外の費目については 50%が提示されている。
- (ウ) (ア)と(イ)が含まれる費目については 50%から 100%の間で提示されている。
- (エ) 除染経費について地上 5 cm で $0.23 \mu\text{Sv}$ を超えた箇所の面積比率により 50%が提示されている。

※寄与度について（原発事故の発生が申立て費目の発生に対して影響を与えた割合）

単位：千円

損害項目	申立額	提示額	割合	摘要
ア 測定経費	8,692	6,400	73.6%	相当因果関係を認定。 提示された寄与度の範囲で賠償が認められている。
イ 除染経費	3,840	1,900	49.5%	
ウ 人件費	19,882	2,300	11.6%	臨時職員賃金と本件事故対応業務にかかる超過勤務手当が認定。
エ その他損害	14,671	14,300	97.5%	ア、イと同様
合計	47,085	24,900	52.9%	

※和解額は項目ごとに 10 万未満の端数切捨てにより提示されている。

【和解提示額の内訳】	一般会計	16,074 千円
	企業会計（上下水道部）	8,826 千円
	計	24,900 千円

(4) 和解の理由

次の事項等を総合的に判断し、現在提示されている和解案による和解が市としても適

当と判断するものである。

ア 和解案は、国の基準よりも厳しい盛岡市独自の基準による測定や除染の項目に対しても寄与度を認めており、市の状況を十分に斟酌して提示された賠償内容と考えられる。

イ 市と同様にあっせんを申立てた他市町に提示された和解案においても、寄与度の判断について差異が認められない。

ウ 相手方は法律に基づく損害賠償を除き、全面的にその必要性を認めないという方針であることから、早期の損害賠償の実現を図るには、和解案を受諾する必要がある。

エ 前回の和解において市の顧問弁護士から、「訴訟を起してもADRセンターの条件以上に賠償金を獲得できる可能性は低い。」との意見をいただき和解している。

4 あっせんの申立てについて（第8次から第10次請求分）

(1) 損害賠償請求（あっせん申立て）についての県の方針等

岩手県は東京電力が支払いに応じていない第8次請求から第10次請求分について、県及び県内市町村が協調して令和元年7月に第3回のあっせん申立てを行う方針を示している。

なお、平成31年4月時点で第3回あっせん申立てを行う意向を示しているのは50団体（市町村及び広域連合・一部事務組合）のうち25団体であり、申立てを行わない25団体については平成27年度以降の未賠償費用がない団体が23団体、東京電力との直接交渉を継続する意向の団体が2団体である。

(2) 当市の賠償請求の対応について

東京電力が支払いに応じていない第8次から第10次請求分21,195,613円について、県及び県内市町村と協調してADRセンターへあっせんの申立てを行うこととする。

〈あっせん申立内訳〉

(単位：千円)

損害項目	申立予定額	摘要
ア 測定経費	2,763	放射能測定業務委託等（第8次～10次）
イ 人件費	599	通常勤務時間内給与（第8次） …143千円 時間外勤務手当（第8次～9次） …456千円
ウ その他損害	17,833	いわて型牧草地再生対策事業業務委託（第8次～9次） 汚泥処分業務委託（第8次）等
合計	21,195	

5 今後の予定

令和元年6月末 議案議決（「和解」及び「あっせん申立て」の2議案）

令和元年7月上旬 和解契約

令和元年7月下旬 賠償金納入

令和元年7月下旬 ADRセンターへあっせんの申立て